第十四条

1　訪問部隊は、この条の規定に従うことを条件として、接受国において協力活動を実施するため、武器、弾薬、爆発物及び危険物を輸送し、保管し、及び取り扱うことができる。

2　1に規定する武器、弾薬、爆発物及び危険物は、接受国が決定する手続及び要件に従い、派遣国の責任において訪問部隊が輸送し、保管し、及び取り扱う。

3　派遣国は、接受国における協力活動のために輸入する武器、弾薬、爆発物及び危険物の種類、数量及び輸送日程を接受国に事前に通報する。

第十五条

1　接受国は、自国の法令に従い、訪問部隊の構成員及び文民構成員の個人情報を保護するために適当な措置をとる。

2　この協定に従って両締約国間で伝達される全ての秘密情報は、適用可能な情報の保護に関する両締約国間の協定及び取決めの適用を受け、並びにこれらによって保護される。

第十六条

1　派遣国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員が接受国への入国の際に協力活動を実施することに健康上適していることを確保する。

2　訪問部隊の構成員又は文民構成員のために接受国が提供し、又は行う治療又は医療搬送は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、全費用回収の原則に基づくものとする。

第十七条

1　訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令によって認められる範囲内で、自己の消費又は専ら訪問部隊若しくは文民構成員の公用のため、接受国において、資材、需品、備品及び役務の取得又は利用に対する租税その他これに類する公課について接受国の部隊に適用される条件と同等の条件で当該資材、需品、備品及び役務を取得し、又は利用することができる。

2　1の規定に基づき特恵的な待遇を受ける資材、需品及び備品は、接受国が認める場合を除くほか、そのような条件で当該資材、需品及び備品を取得し、又は利用する権利を有しない者に対し接受国において処分してはならない。

3　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国における資材、需品、備品及び役務の個人的な取得又は利用に係る特恵的な待遇をこの条の規定を理由として享有することはない。

4　訪問部隊又は文民構成員が接受国において現地の労働者を雇用する場合には、雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利については、接受国の法令を遵守するものとする。

第十八条

1　各締約国は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、自国の利用可能な資源の範囲内で、協力活動への参加のための自国の費用について責任を負う。

2　両締約国がこの協定又は協力活動の実施に関連する参加のための費用を分担することを決定する場合には、当該費用は、両締約国が相互に別段の決定を行うときを除くほか、比例の原則を考慮して衡平の原則に基づいて分担する。

第十九条

1　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国及び適用可能な場合には派遣国の外国為替に関する法令の適用を受ける。

2　訪問部隊の構成員又は文民構成員の租税（この協定の他の規定に定める租税を除く。）を納付する義務は、両締約国の関係法令及び当該租税に関係する両締約国間の協定（所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための両締約国間の条約を含む。）により規律される。

1　両締約国は、環境、文化遺産並びに人の健康及び安全の保護に適合する方法によりこの協定を実施する。

2　両締約国は、いずれかの締約国の要請により、接受国において環境、文化遺産又は人の健康及び安全に影響を及ぼし得る問題について協議し、及び適当な情報を交換する。

3　派遣国は、接受国の法令を考慮して、第二十七条の規定に基づいて設置される合同委員会を通じた両締約国間における協議の後、環境、文化遺産又は人の健康及び安全に対する損害又は損害のおそれに対処するための適当な措置を接受国と協力して速やかにとる。

第二十一条

1　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、派遣国の法令に従って派遣国の国家的な指揮及び全般的な管理の下に常に置かれるものとする。

2　この条の規定に従うことを条件として、

(a)　派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって与えられた全ての刑事及び懲戒の裁判権を接受国内で行使する権利を有する。

(b)　接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、接受国内で犯す罪であって接受国の法令によって罰することができるものについて刑事裁判権を有する。

3　(a)　派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって罰することができる罪であって接受国の法令によっては罰することができないもの（派遣国の安全に関する罪を含む。）について専属的裁判権を行使する権利を有する。

(b)　接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、接受国の法令によって罰することができる罪であって派遣国の法令によっては罰することができないもの（接受国の安全に関する罪を含む。）について専属的裁判権を行使する権利を有する。

(c)　この3及び4の規定の適用上、締約国の安全に関する罪には、次のものを含む。

(i)　当該締約国に対する反逆

(ii)　妨害行為（サボタージュ）、諜報（ちょうほう）行為又は当該締約国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

4　(a)　派遣国の当局は、次の罪については、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i)　専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪又は専ら他の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii)　公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b)　その他の罪については、接受国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c)　裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国は、裁判権を行使しないことを決定したときは、できる限り速やかに他方の締約国の当局に通報する。

(d)　裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国の当局は、他方の締約国が当該権利の放棄を特に重要であると認める場合において、当該他方の締約国の当局から要請があったときは、当該要請に対して好意的な考慮を払う。

5　(a)　両締約国の当局は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕及び2から4までの規定に従って裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助する。

(b)　(a)の規定に関し、一方の締約国が(a)に規定する援助を拒否しようとする場合には、当該一方の締約国は、当該援助を提供することができるかどうかについて検討するために他方の締約国と直ちに協議する。

(c)　接受国の当局は、派遣国の当局に対し、訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕を速やかに通報する。